

## 平成28年 6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○7番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、おはようございます。公明党の渡辺厚子です。

本日は、大綱1点、大規模災害を想定した本市の備えについて、質問させていただきます。

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決まったのは、3年前の9月でした。決定の瞬間、招致委員会のメンバーが跳び上がって喜び、歓喜に湧いた場面を見た多くの人が、その思いを共有したのではないのでしょうか。もちろん私もその一人であります。しかし、次の瞬間に私が思わず心の中でつぶやいたのが、どうかオリンピック開催まで、大きな災害が起こりませんようにという言葉でした。それは、日本という国が、いつ、どこで、大きな地震が起きてもおかしくない国土であるという思いがあったからかもしれません。

前回の3月議会で、私は、東日本大震災から5年目の節目に当たり、災害に強いまちづくりについて質問させていただきました。そして、4月に起きた熊本地震以降は、時間の経過とともにたくさんの情報に触れながら、地震の怖さと復興に向けた課題を学ぶ日々であります。

改めまして、このたびの熊本地震によってお亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

私は、地震多発国に生きる者の備えについて、他人事ではなく、我が事として想定した上で、発災時の混乱を少しでも減らせるようにしておかなければならないと痛感しています。しかしながら、備えといっても、やるべきことは多岐にわたります。今回は、多くの市民が住まいの被害によって、避難生活を余儀なくされた場合を想定し、特に気になる点を、中項目3点に絞って、確認したいと思います。

初めに、避難所についてお伺いします。

熊本地震では、震度7を記録した最初の地震発生から1ヶ月の間に、震度4以上の地震が100回を超えるという苛酷な状況が続きました。住宅被害については、全壊6,990棟、半壊2万219棟、一部損壊8万5,635棟、これは5月末の時点のデータです。避難所については、ピーク時となる4月17日の時点で855ヶ所、避難者数18万3,882名となっており、5月末になっても187ヶ所で、8,000人を超える人が避難所生活をされていました。私たちの住むこの木更津市においても、首都直下型地震などの大規模災害が発生したときは、多くの方が避難生活をするのが想定されます。そのような大規模災害が本当に起きてしまえば、幾ら準備をしても、想定外の混乱や課題に直面するものだと思いますが、事前の備えや情報収集をしておくことによって、不安やトラブルを減らすことはできると考えます。

まず、1点目として確認しておきたいのが、避難所の耐震性です。発災直後は一時避難場所で待機するわけですが、家が倒壊してしまった人は、できるだけ家に近い避難所に身を寄せたいと思うものでしょう。しかし、指定された避難所が必ずしも開放されるとは限りません。東日本大震災のときは、岩手県、宮城県、福島県、東京都、長野県、静岡県など、16都道県の公立の小中高校や大学で、天井が落下したのは1,636校、照明器具も410校で落ち、外壁材の剥落も968校であり、こうした学校の多くが避難所として利用できなくなったと聞いております。そこで、本市が指定している避難所について、現在の耐震性がどのような状況なのか、お聞かせください。

次に、避難所で大勢の人が生活する場合に、災害用のトイレがどの程度設置できるのかが、大変心配な点であります。食料などの物資の供給は、時間を追って、各地からの支援が期待できますが、災害用仮設トイレについては、避難所開設直後に設置しなければならないでしょう。本市では、現在、どの程度確保されているのでしょうか。

小項目3点目は、福祉避難所について伺います。

私の3月議会質問の答弁の中で、災害時応援協定については、今後拡大したい分野は、災害時における高齢者や障害者など、災害弱者の避難生活に万全を期するため、市内の民間福祉施設等と、福祉避難所に係る協定を進めてまいりたいとお話でした。その後の進展については、昨日の田中議員の質問で、2ヶ所まで締結できたことがわかりました。それでは、福祉避難所を今後どの程度確保し、拡大していく予定なのか、お聞かせください。

次に、千葉市など、自治体によっては、平時からの避難所運営委員会の設置を推進しているところもあるようですが、本市では、避難所運営委員会というのは、どのような活動を行うものなのか、伺います。

小項目5点目は、避難所運営マニュアルについてです。

現在、災害時におけるあらゆる活動の基本となるものは、木更津市地域防災計画で示されていますが、避難所の運営については、発災直後から避難者自身が担うことがたくさんあります。市の職員、施設管理者、避難者等の連携を円滑にし、より具体的な行動を行いやすくするためには、運営マニュアルが必要だと思えます。千葉県内では、既に6割以上の市町村が作成済みと聞いていますが、本市では、避難所運営マニュアルの作成はどうなっているのか、お答えください。

続きまして、中項目2点目、応急仮設住宅について。

避難所生活はあくまでも暫定的なものであって、避難者にとっては、それはより短いに越したことはありません。また、避難所自体も大半が学校施設であり、早い時期に授業を再開することが望ましいのですから、応急仮設住宅などの新たな住まいの提供が急がれることは言うまでもありません。しかしながら、過去の災害の事例からも、応急仮設住宅への入居は容易ではないことだと感じています。

そこで、3点お聞きします。

まず、建設用地につきましては、既に大村議員からも質問がありましたので、私は、もしも建設予定地でも足りなくなった場合、新たに指定できる場所にはどのようなところが考えられるのか、お尋ねします。

次に、応急仮設住宅への入居までの流れについてご説明ください。

小項目3点目は、みなし仮設とも言われる空き室のあっせんについて伺います。

地域防災計画には、公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者にあっせんすると書いてありますが、空き室のあっせんとはどのような内容なのか、お聞かせください。

最後に、中項目3点目、罹災証明の交付について。

家が壊れてしまった被災者にとっては、避難所での集団生活もしばらくは我慢ができたとしても、少しでも早くプライベートな空間に落ち着くためには、狭いプレハブでも、古いアパートであってもよいから、移りたいと願うものでしょう。しかし、大規模災害の被災地で

は、行政の職員がどんなに頑張っても、対応し切れないという厳しい現状があるようです。今回の熊本地震の報道からも、特に罹災証明書の発行手続きがネックになっていると思われます。そこで、いざ大規模災害が我が事となる前に知っておきたい、罹災証明書の発行までの流れについてご説明ください。

以上で最初の質問を終わります。

○市長（渡辺芳邦君） 議員の皆様、おはようございます。3日目、どうぞよろしく願いいたします。

渡辺厚子議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、大綱1、大規模災害を想定した本市の備えについての中項目1、避難所についてお答えいたします。

避難所の耐震性についてですが、木更津市の避難所は、市内の小中学校、公民館、市民体育館、県立高校及び私立高校等を指定しております。29の小中学校施設では、28校が平成27年度までに耐震化が完了しております。また、公民館施設は、16公民館のうち、9公民館が新耐震基準で整備しております。市民体育館でも耐震化が完了しており、県立高校及び私立高校等につきましては、既に耐震性を有しております。

次に、トイレの確保についてですが、災害備蓄倉庫へ約1,300個の組み立て式簡易トイレを備蓄し、災害に備えております。さらに充実を図るために、民間会社と災害時におけるレンタル機材や衛生機材等の提供に関する協定を行っており、あわせて仮設トイレの調達が可能となっております。

次に、福祉避難所について、どの程度確保・拡大していく予定かとお尋ねですが、現在2ヶ所ですが、さらに6ヶ所の民間施設と協定に向けて、交渉を行っているところでございます。

次に、避難所運営委員会はどのような活動を行うものなのかとお尋ねですが、地域防災計画では、大規模災害等で避難生活の長期化が見込まれる場合に、避難所運営委員会を設置すると定めております。この運営委員会は、避難所の運営する意思決定機関とし、避難者の要望や意見の調整、避難生活のルール決定及び徹底を行うもので、自主防災組織や町内会等が中心となって設置されるものでございます。

次に、避難所運営マニュアルについてでございますが、本年3月に、千葉県より、「災害時における避難所運営の手引き」の改訂があり、これらを参考として、今年の秋頃をめどに策定してまいります。

次に、中項目2、応急仮設住宅についてお答えいたします。

建設用地の応急仮設住宅が足りない場合に、新たに指定する場所はどこが考えられるかとお尋ねですが、応急仮設住宅の建設予定地として、現在、学校用地や公園の5ヶ所、677戸分を確保しております。大規模災害等で不足する場合は、地域防災計画では公共用地を優先して確保し、不足が生じた場合は民有地を借用することとしております。

次に、入居の流れでございますが、市は、被害調査の結果から、応急仮設住宅の概数を把握いたします。続いて、住民窓口や避難所に設置する窓口で、仮設住宅入居の申し込みを受けます。その後、入居対象者の審査を行い、入居者を決定してまいります。

次に、空き室（みなし仮設）のあっせんがございますが、災害により、住居の全壊や大規模半壊など、住居がない方で、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅の借り上げを行い、無償で提供を行います。

次に、中項目3、罹災証明の交付についての証明書発行までの流れについて、お答えいたします。

初めに、罹災証明書については、災害対策基本法第90条の2により、災害が発生した場合に、市町村が被害の状況を調査し、交付しなければならないと定められております。この証明書は、応急仮設住宅の提供や住宅の応急修理、被災者生活再建支援金、義援金等の給付、また住宅金融支援機構等の融資、税や保険料、公共料金等の減免・猶予等の各種被災者支援策の適用に幅広く活用されるものです。

そこで、ご質問の証明書発行までの流れですが、罹災証明は、申請を受けてから市が家屋の調査を行い、家屋の被害の程度により、全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らないの4段階で評価して、発行します。

なお、大規模な災害で対象件数が多い場合など、市で対応が困難な場合は、千葉県を通じて要請を行い、他の自治体の協力を得て対応することになります。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず最初に避難所についてですが、避難所の耐震性。避難所となっている小中学校のうち、屋内運動場のつり天井について、昨年12月の竹内議員の質問の中で、耐震工事対象外の2校がつり天井がまだあると、1校は昨年度中に調査をすると答弁がありましたが、調査した結果はどうなっているのか、お知らせください。

○教育部長（堀切由彦君） 昨年度実施をいたしました、西清小学校屋内運動場の非構造部材耐震点検業務委託につきましては、文部科学省が策定をしております、学校施設における天井等落下防止対策のための手引をもとに実施したところでございます。調査の結果でございますが、内壁と天井にクリアランスがないなどのため、天井撤去を中心とする天井落下防止対策が必要との報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） それでは、今年度に調査することになっております屋内運動場のつり天井について、現在の進捗状況を教えてください。

○教育部長（堀切由彦君） 今年度調査を予定しておりますのは、岩根小学校屋内運動場でございますが、調査実施に向けまして、現在、準備を進めておるところでございます。調査の実施時期につきましては、学校の授業に支障がないよう、夏休み期間を中心に行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） そうしますと、昨年度のとあわせまして、今年度を実施する調査結果が出た後は、今後の対応をどのように考えているのでしょうか。

○**教育部長（堀切由彦君）** 教育委員会といたしましても、屋内運動場は避難所として重要な施設であると認識しておるところでございます。今後の対応といたしましては、新耐震基準により耐震性能が確保されている施設等の老朽化対策事業に含めまして、対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○**7番（渡辺厚子さん）** 今おっしゃいました老朽化対策事業の対象となる、新耐震基準により耐震性が確保されている施設等というのは、具体的に何校ありますか。

○**教育部長（堀切由彦君）** 老朽化対策事業の対象となります、新耐震基準により耐震性能が確保されている施設でございますが、小学校が16校、中学校が10校でございます。

なお、耐震化対策事業は、おおむね平成27年度に終了しておるところでございますが、耐震化対策事業を実施した学校でありましても、1棟でも老朽化対策事業を必要とする施設があれば、1校として数えております。

以上でございます。

○**7番（渡辺厚子さん）** ちょっと確認をしたいんですけれども、学校の耐震化について、国が示す指針に沿った、いわゆる旧耐震基準の学校施設を、潰れないような状態にするということは、もうおおむね平成27年度までに実施したと。次は、残りの施設の老朽化対策として、校舎や体育館の非構造部材の耐震化も含めて、検討していく段階だと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○**教育部長（堀切由彦君）** そのように考えておるところでございます。

○**7番（渡辺厚子さん）** そうしますと、小中学校合わせて、先ほどおっしゃったように26校あるということですから、大分道のりは遠いのかなというふうに感じます。

これまでも非構造部材の耐震化について、会派公明党として、たびたびいろんな議員が取り上げてまいってきたんですが、対象範囲が天井だけではありませんし、たくさんあるということで、予算面でなかなか進められないんだらうなというふうに認識しております。そうはいいまして、避難所の居住スペースとなる体育館から、まず落下物の危険性を除去していただけないものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**教育部長（堀切由彦君）** 非構造部材の耐震対策におきましては、窓ガラス、つり天井の落下防止、照明器具などへの対応も非常に重要でありますことから、効率的・効果的に対策を進めるために、老朽化対策事業の中で、対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○**7番（渡辺厚子さん）** 効率的・効果的にということですので、老朽化した施設の今後につきましても、市全体としても公共施設のマネジメントを進めているということ認識しておりますが、その中でも、大規模災害で被災した市民にとって、最もよりどころとなる避難所としての学校の耐震対策は、優先度が高いものと感じていますので、着実な進展をぜひともお願いいたします。

次に、公民館についてお伺いします。

公民館については、今年度中に岩根、文京、鎌足、中郷、八幡台の5つの公民館の耐震診

断を行う予定と聞いております。診断の結果によっては、避難所の指定から外れることもあるのでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 避難者の安全を考慮いたしまして、今後、耐震診断の結果によりましては、指定の見直しについて検討が必要と考えております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 公民館はそもそも収容人数としてはそんなに多くはないと思うんですけども、なので、例えば公民館が使えなくなっても、近くの学校などで対応できるのかもしれないとも思うんですが、例えばなんですか、新たに保育園だとか幼稚園も避難所として指定するというのも、いいのではないかなと、私は個人的に思います。これは保育園や幼稚園が避難所になっている自治体もありますので、本市はそれが無いという、今はまだゼロなので、それについてはしっかりと検討して、拡大できるのであれば、進めていっていただきたいなと思っております。再質問はいたしません。

次に、トイレの確保についてお伺いします。

災害用備蓄倉庫に、約1,300個の組み立て式簡易トイレがあるということでした。

それでは、備蓄倉庫から各避難所への配置個数や運搬手順などというのは決まっているのでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 各避難所へのトイレの設置個数、運搬手順についてでございますが、開設した避難所の避難者数等を考慮して、災害対策本部が設置個数を指示いたしまして、避難所運営班が備蓄倉庫から搬出し、設置をすることになっております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 避難所も全部が必要になるとも限りませんので、そのときに判断されるということだと思っております。

次に、仮設トイレなんですけれども、先ほど民間会社との協定があるということでしたけれども、どの程度調達ができるのでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 仮設トイレにつきましては、2社と協定を締結しておりまして、150個程度の調達が可能と考えております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 量的にはある程度確保されているのかなという印象ではあるんですけども、あとは実際に利用できる状態に設置して、きちっと維持管理していけるように、各避難所での運営の仕方が大事なのかなというふうに思います。あってもちゃんとプライベートが保てるように、いろいろ配慮しなきゃいけないものがあるというふうに聞いておりますので、そこもきちっと利用できるような状態に、各避難所でできるように、この後の避難所運営ともかかわってきますので、後にしますけれども、していきたいと、トイレについてもしっかりとやっていきたいと思っております。

次に、福祉避難所についてお伺いします。

福祉避難所につきましては、昨日の田中議員の質問でもありましたので、既に協定済みの施設が波岡の家とさつき園があるということがわかりました。現在、協定締結に向けて交渉

を行っている6施設があると、ご答弁がありましたけれども、どのような方を対象にした施設なんでしょうか。

○総務部長(渡辺知尚君) 福祉避難所の国のガイドラインがございますが、その要配慮者として、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者という規定がございます。ご質問の6施設は、特別養護老人ホームやケアハウスで、これら要配慮者のうち、高齢者を対象とした施設でございます。現在、協定の内容の確認をお願いしているところでございます。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) 今進めているのは高齢者を対象とした施設だということなんだけれども、障害のある方を対象とした施設も、福祉避難所として協定を進める必要があると思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○総務部長(渡辺知尚君) 障害のある方を対象とする2ヶ所の施設と、協定の締結に向け、協議を始めたところでございます。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) 始めたということですので、スムーズにそれが締結できたらなと願うばかりなんですけれども、13万人を超えるまちとしては、現状では福祉避難所が少ないのかなという印象です。福祉避難所の拡充は、福祉部ともしっかり連携をとりながら、早急に進めていただきたいことを強く要望いたします。また、これは熊本に何度も足を運ばれた危機管理アドバイザーの方に、この前お話を伺うことがあったんですけれども、福祉避難所が決まっても、実際に受け入れ態勢がほとんどできていなくて、現場の方たちが大変混乱していたということがありますので、指定した後にはきちっと受け入れができるような、その辺の申し合わせといいますか、職員の方と市の方も情報共有をするように、コミュニケーションをしっかりとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、避難所運営委員会についてお聞きします。

ご答弁では、本市は避難所運営委員会は、避難所を開設してから設置することになっているというお話だったんです。それはそういう自治体も多いと思うんです。運営委員会を組織する地域の代表が、そういう場合、平時においても、避難所運営についての情報共有だとか、運営訓練を行っているのか、教えてください。

○総務部長(渡辺知尚君) 昨年度から定期的には実施をしております、千葉県災害対策コーディネーターの育成を兼ねました、自主防災実務者講習会で、避難所運営訓練を実施しております。また、講習会のほかに、地域の自主防災組織や自治会の防災訓練の中におきまして、避難所運営訓練を積極的に取り入れていただいているところでございます。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。積極的に取り入れていただいているということで、3月議会でも確認しましたけれども、避難所運営ゲームのHUGを利用されているところもあるということなので、地域によっては、もしかしたらその度合いは差があるかもしれませんが、できるだけ広い範囲で、いろんな避難所の運営に携わる方々が訓練をされるように

なればなと思っております。

それでは、学校や市の職員は、避難所運営にどのようにかかわるのでしょうか。

○総務部長(渡辺知尚君) 災害対策本部の職員は、避難所運営委員会が設置されるまでは、主体となって、避難者の受け入れなどの初期対応に当たることとしております。また、学校の職員は施設管理者として、避難所の開設及び避難所の運営の補助を行うということになっております。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) では、改めて確認しますが、そうしますと、避難所運営に大事になってくるのがマニュアルだと思いますけれども、避難所運営マニュアルは、どのような人が知っておくべきものなのでしょうか。

○総務部長(渡辺知尚君) 県の災害時における避難所運営の手引、いわゆる県の手引でございますけれども、災害時には自治会役員らが中心となり、避難所運営委員会を設置することが想定をされております。今後、本市が策定をいたします避難所運営マニュアルにおきましても、地域の自主防災組織や自治会の役員等が中心となって運営していただくこととなりますので、これらの方々に避難所運営マニュアルの内容を把握していただくことが、重要と考えております。

以上です。

○7番(渡辺厚子さん) わかりました。

マニュアルはこの秋をめどにできるということなんですけれども、私も、既に策定されている自治体のマニュアルを幾つかいろいろ見てみたんですけれども、本当にたくさんのいろんなパターンがありまして、事細かに書かれているものもあれば、トピックだけを集めたものを小冊子でまとめているところなんかもありますし、いろいろ自分が見た中では、成田市の避難所マニュアルの活動編というのが、大変わかりやすく、図とかイラストに沿って、あと、それぞれの人たちがどの場面でどんなことをするのかというのが、大変わかりやすく書いてあります。例えば、一時避難場所から避難所に移動するときだとか、人を誘導しなきゃいけない地域の責任者の人たちの、こんなふうに呼びかけたらいいよという呼びかけ例まで、三つ、四つ書いてあるんですね、場面場面で。こういう声かけをしたらいいよというのも載っているので、ああ、これは非常に実践的に役に立つ中身になっているなというふうに感じましたので、これからつくるに当たって、いろいろ参考にできる場所があると思いますので、見てみていただきたいと思います。

つくったとしても、活字ばかり並んでいて、専門的なことを知っている人じゃないとわからないようであれば、本当に役に立ちませんので、また自治会の中心者の人も年度によってかわっていきますので、長く責任者でおられない方もいるかと思っておりますので、本当にわかりやすい内容にしていきたいと思っております。そして、つくったらつくついで、それをしっかりとそれぞれの、先ほど言っていた運営訓練ですね。年に1度でも何度でも、どこの地域でも必ずそれを活用できるような、そういう啓発もしていただきたいと思っておりますので、その点もよろしく願います。

次に、応急仮設住宅についてお伺いします。

応急仮設住宅の建設用地につきましては、一昨日の大村議員の質問で詳細がわかりました。再質問は省きますけれども、予定地のエリアについて、やはり北部と東部がカバーされていないように、私も感じます。ですので、そこら辺も、本市の地理的な条件をカバーできるように、考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、応急仮設住宅の入居までの流れですが、先ほどのご答弁だと、行政側の大まかな流れを示されたように思います。応急仮設住宅への入居を希望する人は、どういった手続をすればいいのか、教えてください。

○総務部長（渡辺知尚君） 応急仮設住宅の申し込みでございますけれども、朝日庁舎に設置をする住民相談窓口または避難所で受け付けを行います。受け付け業務でございますけれども、住宅課が建築住宅班として対応をいたします。そして、申し込みに必要な書類といたしましては、住民票とり災証明書が必要となります。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

それでは、応急仮設住宅に入居できるのは、どのような方が対象となりますか。

○総務部長（渡辺知尚君） 地域防災計画の応急仮設住宅の入居対象者について、規定をしてございます。入居するには3つの条件がございます。1つ目として住宅が全焼、全壊または流失した者、2つ目として居住する住宅がない者、3つ目として自らの資力をもってしては住宅を確保できない者、以上の3つの条件全てに該当する方が入居できる対象となります。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。

被災された方の住宅の被害状況の審査判定というのが、これは最初、第1段階で職員でやるということなんですけれども、それで不服があった場合に、今度は二次審査が行われるということで、この最初の判断に納得がいかないケースも大変多いというふうに聞いております。そこに時間がかかるかと思うんですけれども、仮設住宅が建設される建設期間、できるまでの時間もかかっていくため、やっぱりアパートを探して、早目にそちらの方に身を寄せたいという方もいるわけで、そうしますと、先ほど聞きましたみなし仮設の件なんですけれども、応急仮設住宅とみなし仮設、両方並行して申請するというのもできるんでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 県に確認をいたしましたところ、応急仮設住宅と民間賃貸住宅の並行申請、これは可能と伺っております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 可能ということで、どちらか早い方に入居できるということですね。

そうしますと、民間賃貸住宅の並行申請ができると。この場合、民間の不動産会社とは、災害時の借り上げについて、事前に連携というか、協定というか、そういうのは結んでいるんでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 民間不動産会社との空き室のあっせんに関しましては、今後、研究を進めてまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） 今後ということなので、不動産会社もいろいろあるでしょうし、また持っている物件が耐震性が保たれていくかどうか、いろいろその辺は難しいことなのかなと思うんですけれども、発災時にそのときになってというよりは、事前に申し合わせができた方が、やっぱりその当初の混乱が少なくなると思いますので、そこも取り組んでいただきたいと思います。研究していくということですが、よろしくをお願いします。

みなし仮設につきましては、費用面でも、住居としての質の面でも、応急仮設住宅を新たに建設するよりもメリットがあるというふうに聞いておりますが、その反面、まとまった戸数を確保するのが難しいために、遠方への移住が必要になるなどの課題もあると聞いております。ですが、可能な限り確保できるように、事前調整は取り組んでいただくことを期待しております。

次に、罹災証明の交付についてお聞きします。

罹災証明の交付を受けたことがある人は少ないかと思うんですけれども、では、どうしたらいいのかなと思ったときに、市のホームページの防災のところを開きますけれども、そうしますと、「り災」という項目がありまして、そこをクリックすると、そこには「り災届出証明書」ということについてのみ載っております。このり災届出証明書について、罹災証明との違いをお知らせいただきたいと思います。

○総務部長（渡辺知尚君） り災届出証明書でございますが、被災者から罹災の届け出があった旨を証明するものでございまして、被害程度の判定はいたしません。この証明書は、小規模な被害に係る修繕等の保険請求時等に使用するものでございまして、昨年度は33件、今年度は4月の強風等の被害により、既に15件のり災届出証明書を発行しております。一方、罹災証明書は、先ほど市長からご答弁がございましたとおり、災害対策基本法により定められているものでございまして、災害による物件等の被害程度の判定を行い、証明するものでございます。こちらは応急仮設住宅の入居の申請や、各種支援金の支給の申請などに使用するものでございます。

以上でございます。

○7番（渡辺厚子さん） ということですので、り災届出証明書も利用があるということなので、これは大事なお知らせだとは思いますが、やはり市の情報として、一番皆さんが活用されるのは、便利帳も今度新しくなるということですが、ペーパーでは便利帳が大事ですが、ホームページで検索される方も大変多いと思いますので、大規模災害を想定していれば、罹災証明書についてもホームページに載せるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（渡辺知尚君） 罹災証明書の説明につきましては、今後、ホームページへ登載を速やかに行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（渡辺厚子さん） わかりました。速やかにやっていただけるということなので、それを活用する日が来ないことを望みますけれども、ぜひとも掲載はよろしくをお願いします。

最後になりますけれども、大規模災害時には、一番最初にも申しましたけれども、想定外の事態は必ず起こるでしょうし、さまざまな困難に直面することになると思います。しかし、

そのとき対策本部を初め、市の職員が業務を効率的に進められるように、また多くの市民が事前に知っておくべき情報を共有することで、いざというときに力を合わせて、乗り切れるようにしたいと思っています。これが今回の私の質問の趣旨であります。これからも過去の災害の教訓を学びながら、皆様とともに、災害に負けない木更津市を目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。